

**令和 2 年度 第 1 回**  
**京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会**

日 時 令和 2 年 8 月 2 8 日（金）  
午後 6 時 ～ 8 時  
場 所 職員会館かもがわ大会議室

**○事務局**

定刻となりましたので、ただ今から第 1 回「持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」を開催させていただきます。

委員長が選任されるまでの進行を務めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本検討委員会委員に御就任いただき誠にありがとうございます。日頃から京都市政の推進に当たり、御支援、御指導を賜っておりますことに、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

本検討委員会において、法定外税や超過課税などの課税自主権の活用や、その他税制上の課題について、市長の諮問に応じ、調査をし、審議していただくこととなっております。当面の間は「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」の答申において、別荘の所有として個別に検討された別荘やセカンドハウスに対する負担について、この検討結果を踏まえ、セカンドハウス等を取り巻く現状及び課題に関する認識を共有していただいた上で、後ほど諮問させていただきます、「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」について議論していただくこととなります。

委員の構成につきましては、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき、新たに市長の附属機関を設置し、8名の委員で構成することとしております。

また常任の委員とは別に、個別の諮問事項ごとに必要に応じ特別委員を委嘱することとしており、本日、後ほど諮問させていただきます事項に関しましては、6名の特別委員の方にも議論に御参加いただくこととしております。

まず初めに、会議の成立に必要な定足数について確認いたします。本日は、常任の委員総数8名のうち、後ほど御紹介させていただきますが、7名の委員に御出席いただいております。委員総数の過半数を超えることから、委員会規則第3条第3項の規定に基づき、本日の会議が有効に成立することを御報告いたします。

また本日の会議は、京都市市民参加推進条例第7条により公開といたします。なお、新型コロナウイルス感染症対策として、この建物の3階第4多目的室に傍聴席及び記者席を設けておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。記者をはじめ、傍聴される方へお願いでございます。写真、テレビカメラの撮影につきましては、議事運営の都合上、こちらの会場で具体的な審議に入るまでとさせていただきます。また撮影の際には、必要最小限の人数としてい

ただき、具体的な審議に入る際には速やかに別室の傍聴席に移動していただきますよう御協力をお願いします。撮影を控えていただく際には、改めて御案内させていただきます。

それでは、本検討委員会の開会に当たりまして、門川大作市長から御挨拶を申し上げます。

## ○門川市長

「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会」委員に御就任いただきました皆様方に、心から敬意を表しお礼を申し上げます。それぞれお忙しい方が税金をいただくという審議会に参加していただけることを本当にうれしく思います。

京都市がこれまで市民生活の安心・安全を守る福祉や医療、子育て支援、教育、これをしっかりと維持向上させていく、そして文化を軸としたまちづくりを進めていく。そんな中で文化庁の京都への全面的な移転が決まるなど、都市格、都市の魅力を大きく向上させていくことができました。

実は、今日も一つ、上野文部科学副大臣が、国会議員の中で、SDGsを推進しようという議員連盟があられるので、この京都が一番という評価を受けたからということも多く来られまして、こういう取組をとということを説明させていただき議論したんですけども、持続可能、すばらしい取組ができてきたんですけども、財政がなかなか持続可能にならないのでこういう会を開くんだと、こういうことを申し上げました。

もう一つは、竹本大臣の下でスタートアップ・エコシステム、これを日本で3か所ぐらいシリコンバレーに匹敵するものを作っていこうという、グローバル拠点、これも京阪神、ここを一つに申請しまして認められまして、これも大臣と選定都市とのシンポジウムをやろうと、これも今はオンラインですから同時並行でいろいろなことができますね。

もう一つは、国連大学と昨年12月にSDGs推進の社会的課題解決のための協定を結ばせていただきました。そして学長をはじめ大学関係者と経済界のリーダーとシンポジウム、それも参画していただきました。オンラインというのは同時進行でいろんなことができるんだなということと同時に、京都が様々な面で注目していただけるなということを感じながら、しかし財政が厳しい。これを何とかしていかなければならない、そんなことを改めて実感しているところであります。

様々な要因があるんですけども、まず人口に占める大学生や高齢者が多いということで税収が少ないと、あるいは景観保全等で様々な規制をしております、これが京都の魅力向上につながっておりますけれども、固定資産税が非常に少ないと、こういう要素もございます。さらに、平成初期に大規模な都市基盤整備が、必要な投資を行っております。その市債の返還のための積立等が非常に多くなってきております。さらに三位一体改革、平成15年から始まりました、趣旨は非常によかったと思います、補助金行政でなしに税財源を地方に移した。そして補助金や交付税は減らしていこうと。しかし結果としてど

ういうことになったか。お金持ちが住んでおられる，企業の収益が上がるころの企業が拠点を置いている，そういうところに税が行く。東京都がその象徴であります。そして地方が疲弊してくる。例えば，地方交付税は平成15年に1,307億円だったのが，昨年度757億円と550億円減りました。税財源が厳しいところに調整していく，これが地方交付税の役割ですけれども，それが機能しないというような状態になっておりました。豊かなところは豊かになり，疲弊するところは疲弊する，こういうようなことになっております。こんなことにつきましては，国に制度改革を要望していきますけれども，やはり我々もそれを見越して努力もしていかなければならない。そんなことだというふうに思います。

一昨年，10月に国際観光都市としての魅力向上のためにということで広く議論いただき，法定外目的税である宿泊税を市町村で初めて導入させていただくことになりました。昨年度，42億円収入することができました。貴重な財源でありますけどコロナ禍の下で今年は非常に厳しい状況になっております。しかしこれは将来的には貴重な財源として生きていくと，このように考えております。

そんな中で，京都の魅力をさらに向上させていくためにも，やはり新たな税財源というのが必要であるということで，まずこの検討委員会では「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」，これは前回の会議の宿題のような形になっているわけですが，これについて御議論していただきたいと思っております。そしてその後，法定外税の在り方，超過課税等につきましても御議論いただければありがたいと思っております。京都のまちを強くしていきたい。持続可能なものにしていきたい。私，市長就任以来，いかに財政が厳しくとも福祉や教育，子育て支援には力を入れていくということを申してきました。そのとおりに実行してきました。ただしこれが持続可能なものでなければならない。このことを改めて痛感いたしております。将来の世代についてもしっかりとこの京都の魅力が享受できるように，そのために創造的な取組ができるように，どうぞ一つよろしく申し上げます。ありがとうございます。

## ○事務局

委員の皆様には門川市長からの委嘱状を席上にお配りさせていただいております。

任期につきましては令和2年8月28日から令和4年8月27日までの2年間としておりますので，どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に次第2，委員及び出席者紹介でございます。本日，最初の検討委員会でございますので，委員の皆様の御紹介をさせていただきます。配付資料の1，委員名簿を併せて御覧ください。委員名簿には50音順に掲載させていただいており，その名簿順に常任委員の皆様から御紹介させていただきたいと考えております。

（常任委員の紹介）

## ○事務局

内藤委員におかれましては、本日所用のため欠席されております。

次に、後ほど諮問させていただきます事項の審議終了までの任期となっております特別委員の皆様を御紹介させていただきます。

（特別委員の紹介）

## ○事務局

なお、佐藤委員におかれましては、本日所用のため欠席されております。

続きまして、本日出席しております京都市の事務局職員を紹介させていただきます。

（事務局職員の自己紹介）

## ○事務局

なお、門川市長につきましては、公務の都合により途中退席を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは次第３，議事を配付資料に沿って進めさせていただきます。

まず次第３（１）委員長及び副委員長の選出でございます。

本検討委員会は資料２の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき設置しており、その運営につきましては資料３，規則に定めてございます。この委員会規則第２条第３項に基づき、委員長の選出をしていただきます。委員長につきましては、常任委員の互選により選出することとされておりますので、委員の皆様方から御提案をいただけますでしょうか。

お願いいたします。

## ○委員

この委員会は、前回宿泊税を決めました委員会の継続というか、後継の組織であるということに鑑みまして、やはり当時のいきさつを把握しておる人のほうがいいんじゃないかと考えています。その際に、税制に対して非常に高い見識をお持ちで、かつ議事を上手くリードしていただきました同志社大学の田中先生に今回も委員長をお願いできないかと思うのですが、いかがでしょうか。

## ○事務局

他に御推薦等はございますでしょうか。

田中委員に委員長をお願いするということで、田中委員、また委員の皆様方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

## ○事務局

それでは、田中委員に委員長をお願いすることといたしますので、委員の皆様、拍手で御承認をお願いいたします。

（拍手）

## ○事務局

ありがとうございます。

それでは田中委員長は、委員長席に移っていただきますようお願いいたします。

これからの議事進行につきましては、委員会規則第3条第2項に基づき、委員長をお願いしたいと思います。

まず委員長に御就任いただきます委員長から一言、御挨拶をお願いします。

#### ○委員長

委員の皆様の推薦を頂戴したということでありまして、あるいは前回の検討委員会で委員長をさせていただいたということもあって、十分なことができるかどうか、自信はそれほどありませんが精一杯務めさせていただきたいと思えます。委員の先生方、本当に御協力を切にお願いしたいと思います。

それに加えてといいますか、先ほどの市長の御挨拶にもありましたように、特にやはり税制の問題というのは非常にそれぞれの人の立っている位置によって見える風景が全く違って来るし、利害関係等が切実に表れてくる、そういうような難しいと言えれば難しい問題になってくると思います。そういう意味で、むしろいろんな見え方がある、あるいはいろんな考え方があるというのは、私はむしろそれは結構なことだというふうに思っています。それはそれで、違う意見や違う考え方があって、初めて調整し合い、あるいは議論し合う中でいいものを作っていくということで、委員の先生方をはじめ積極的な御意見や御質問を頂戴できればと考えております。

特に、税制というのは、先ほども申し上げましたように、公と私、つまりパブリックとプライベートのせめぎ合いというか、非常に鮮烈なものがあると思っています。そういう中でよりよい社会、あるいはよりよい個人の生活、これをどのように両立させていくかということで、委員の先生方の多くの経験や見識を踏まえた上でよい制度が作ればよいと思っています。

また、このセカンドハウスの問題については、恐らく日本で今まで先例がないと思います。そういう意味で、よく言えばチャレンジ、悪く言うと無謀と言ってもよいようなもので、本当に京都市にとって必要なものは何なのかということで、やはり事実と論理を踏まえてよいものをつくることができればよいと思います。そのようなことを通して、いろんな経験を先生方をはじめ、市民の方々の協力の上で、それで上手く、よい制度になればよいと考える次第であります。今後とも御協力のほどをお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

ありがとうございました。

それでは委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

#### ○委員長

それでは、引き続きまして私から議事の進行をさせていただきます。検討委員会規則第2条第2項に基づきまして、まず副委員長の選出を行いたいと思えます。この副委員長につきましては、委員長の指名によることとされております。

私といたしましては、先の検討委員会、「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」においても副委員長をお務めい

ただき、多くの御尽力を頂戴しました西垣委員に、引き続きまして、副委員長をお願いしたいというふうに考えております。

西垣委員、よろしゅうございますでしょうか。

**○委員**

それでは微力ながら委員長をお助けして進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

**○委員長**

ありがとうございます。

それでは西垣委員に副委員長をお願いすることといたしまして、西垣副委員長は副委員長席に御移動をお願いしたいと思います。どうぞ、御移動をお願いいたします。

それでは副委員長に御就任いただきます西垣副委員長から一言、御挨拶をお願いしたいと存じます。

**○委員**

私は専門は経済学でして、経済学の中でも公共経済学といいまして、昔は財政学と言っていた部分でございます。税金ということにつきましては、大学院の頃から、ちょうどその頃政府が導入を検討していた消費税を研究のテーマに選びまして、長いこと研究しておるんですけれども、税の研究というのは経済の側面から言っても大変難しゅうございます。もちろんそれは、誰かにとって不利な税金で、極度に不利になるような税金をやってはいけないという。それから経済の側面から言いますと、やはり税金を取りながら経済の活動等を大幅にゆがめるようなことがあってもいけない。なかなか難しいものでございます。ついこの間も、大学院生が消費税に関する経済成長の論文を書かせておりましたら、これまで私は研究を40年ぐらい続けておりますけれども、それまでずっと信じていたいろんなことが真逆であったという、そういうような経験もあるところでございます。税を議論するというのは多方面から、そしてまた難しい検討、さらには最後は多くのメリット、デメリットがありながら、決断するということも伴います。委員長をお助けして進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

**○委員長**

ありがとうございます。

続きまして、本検討委員会規則第2条第5項により、委員長及び副委員長に事故がある場合に、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することとされております。この点に関しましては、川勝委員に委員長及び副委員長にもし事故があった場合の代理を務めていただきたいというふうに考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

**○委員**

はい。

**○委員長**

ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱わせていただきます。ありがとうございました。  
続きまして、次第の３（２）諮問に移りたいと思います。  
こちらにつきましては、事務局に進行をお願いいたします。

#### ○事務局

はい。それでは、ただ今から本検討委員会で審議してまいります内容につきましては、門川市長から委員長に諮問をさせていただきます。

門川市長，委員長，会場の前方中央にお進みいただきますようお願いいたします。

（諮問文の交付）

#### ○事務局

ありがとうございました。

それでは引き続き、進行をお願いいたします。

#### ○委員長

それでは、続きまして資料４を用いまして、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

（事務局から資料４「京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会今後のスケジュール（案）」を説明）

#### ○委員長

はい，ありがとうございました。

今，今後のスケジュールについて御説明がありましたが，この点について，やってみないと分からない，そういうところもありますが，今の段階で御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

今，事務局から説明もありましたように，この委員会の進行によって内容も変更があるかと思いますが，ただ，ここに予定されていますように，かなり集中的に議論する，検討すると。そういうようなことを一応，予定しているということを委員の先生方は御了解をお願いしておきたいというように思います。

それでは，その次に移りますが，次第３（３）「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に係る現状についてです。これから具体的な審議に入りますので，記者をはじめ傍聴されている方につきましては，以後写真，テレビカメラでの撮影を控えていただき，別室に御移動をお願いしたいと考えておりますので，よろしくお願いします。

では，資料５によって京都市の税収構造や財政状況について，事務局から御説明をお願いいたします。

（事務局から資料５「平成３０年度決算参考データ集」を説明）

#### ○委員長

はい，ありがとうございました。

続きまして，報告をさらに事務局からお願いしたいと思いますが，資料６を使って，京都市がなぜ新たな財源について検討していくことが必要なのか，京都市のまちづくりや住宅の状況がどのようになっているか，何が課題となっているのか，ここについて事務局から御説明をお願いします。

(事務局から資料6「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に係る現状」を説明)

## ○委員長

はい、ありがとうございました。

本日は、第1回目ということで、事務局が頑張って、消化不良になる心配があるぐらい沢山資料がありまして、様々なものを調査し、整理をしていただいていると、それは非常にありがたいことだと思います。今、説明をいただきましたことについては、資料5、6を使って今の京都市の税財政の状況だとか、あるいはその上で、特に居住実態のない住宅、いわば別荘として利用しているようなものの状況がどうなっているのか、あるいは、それは何ゆえに問題なのか、そういうようなことで現状をどう見るかということについての今までのところで調査をしていただいたものの動向ということになろうかと思います。

今、御報告いただいた資料5、資料6を中心に、現状がどうなっているのかということに関連して、もう少し具体的な御報告を頂戴してもいいですし、あるいは御質問や御意見等を頂戴するということで、大体20分ぐらいを予定しているわけですが、実はその議論をした後に今後どういう方向で議論し、検討していくかということ、今度は資料7という、さらにこの次御報告いただくものを使って、今後の議論の方向性についてごく簡単に御報告していただいた上で、さらに30分ほどの議論の時間を考えています。そうすると、今これから議論していただく20分の議論の時間とその後の30分の時間というのは、それほど明確な区別はできないというふうに思いますので、あまりそれは必要以上に気にすることなく、差し当たってこれからの20分については、今御報告いただいた資料5、あるいは資料6を御覧いただいた上での疑問や、あるいは関心や、あるいはこういう具体的な例があるよとか、そのような点について、しばらく議論をお願いしたいと思っています。委員の先生方、何なりと結構ですし、お願いをしたいと思います。いかがでしょうか。

そうしましたら、差し当たり、現状に関連して不動産関係の委員の先生方でお詳しい方がいらっしゃると思うので、少し居住の実態のない、いわゆるセカンドハウスとしての利用の状況はどうなっているかとか、あるいは地価やマンション価格の高騰がどういう状況になっているかとか、そのあたりについて具体的なお話でもまずお聞かせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。どんなたでも結構です。

それでは、お願いします。

## ○委員

ちょっと資料を見ながら聞いていたことをお話させていただきたいと思うのですが、私は普段鑑定評価を行っており、土地の価格やマンション価格を取り扱っているのですが、その観点からお話しさせていただきますが、資料の6の10ページですね、この年の住宅地価が周辺地域に比べて、上昇率が非常に高いという実態がありますけれども、どこが上がったかという観光地に近い周辺住宅地で、簡易宿所や店舗とかいうことで、住宅だけを見て上がってきたわけで



はなくて、商業の勢いがあつたので、その影響を受けて上がったということで、他の宇治市や長岡京市のように完全に住宅地として成熟しているエリアとは少し異なるのかなと思います。

マンション価格についても、実は京都と、例えば大阪とか兵庫の分譲価格の推移というのを見てみると、京都市はちょっと違う様相かなと思っておりまして、それは別荘とか高級価格帯のマンションがどうしても担保を引き上げてしまうというところがあるので、一般的なその土地価格、建物価格の連動とは一致しないところがあるのかなと思っています。

それから12ページ、13ページで少し特徴的なことを京都市さんのほうからお話しいただいたのですが、この辺は多分、賃貸住宅を取り扱われている宅建業協会さんとかのほう詳しいかもしれませんが、大学生が多いということで投資用のマンションの取引が非常に多くて、外国人の方も買われるような物件が多く、学生さんの場合には親元に住民票を置いている方も多いです。55平米から75平米ですと、ファミリー向けということで実需に基づくものなのかもしれませんが、おそらく昭和54年とかに30代、40代で買われた方というのは高齢になられてきて、しばらく待って投資に回す、あるいは普段住んでなくて、老人ホームにいらっしゃるということでこういう結果になっているのではないかと思います。ただ、京都に元々住んでいて、高齢になって戻ってくる方というのもしらっしゃいますけれども、関東から、あるいは他の地域からリタイア後に京都に住まれるという方も結構多いと聞いておりますので、そういったことも考えたほうがいいのかとは思っております。

すみません、ちょっと感想になりましたけれども、以上になります。

#### ○委員長

はい、ありがとうございました。

どうでしょうか。もしできたら不動産関係の特別委員の方にそれぞれ御発言をお願いできればと思います。

#### ○委員

今、お話があつたとおりで、京都の地価については、商業的な都心部についてはやはりホテル関係が非常にこのコロナ前には上がっておりまして、地元の方が買えないという状況になっておりました。やはり東京からのマンションの購入であるとか、それから海外の方の購入というのもすごく多かったです。いまだにマンションについては新築の供給が少なく、やはり値段も高止まりしているという状況ではございます。

あと、最近私がセカンドハウスとして、御購入いただいた事例なのですが、滋賀県にお住まいの大学の先生で、通勤のために京都のワンルームマンションを購入されたという方もいらっしゃいましたし、それから中京区にお住まいで子供さんのために週末だけ左京区で広い庭のついたセカンドハウスを買われたという事例もございました。それからやはり御相談を受けるのに多いのは、親が高齢になられて施設に入られる等々で空きマンション、空き家を持ってらっ

しゃる方の御相談が多いです。ただ、親御さんについてもお元気で戻ってこられる可能性もありますし、なかなか処分、活用等につながらず、現状のまま動かせないという形もございます。

また本日の議題のセカンドハウスにつきまして、例えば、遠方にいらっしゃる御子息とかであれば当然、管理等もなかなかできないわけですが、その辺のセカンドハウスか、あるいは将来居住される予定があり、置いてらっしゃる空き家かというところの見極めがやはり難しいかと思っております。

以上でございます。

#### ○委員長

はい、ありがとうございます。

あと、どなたか。はい、お願いします。

#### ○委員

すみません、土地の地価ですが、中心部の上がり方というのは、この表で見る以上に上がっていると思いました。ですから、10ページの公示地価ですけど、10%ぐらいなんて平均になっていますが、中心部の上京、中京、東山、下京、あと上京より南区の八条口あたりの土地の地価がおそらく相当上がっていたと思います。ただ、コロナ以降、これがかなり下がっています。ですから、鑑定とか公示とかいいますと、過去のデータから来ますけれど、今、中京区でも2割、3割ぐらいは安くないと動かないし、マンションデベロッパーがほとんどホテル事業に負けておりまして、ほとんど中心部でマンション用地が買えないという状況から、少しずつですけど宿泊施設用に購入されていた土地がマンションデベロッパーに動いていきつつあります。ただ、購入した値段が高いため、マイナスで売らなければならないというような事例もあるので、そう簡単には値段が下がっていくわけではないですけど、じわりじわりと、おそらく宿泊施設にするという需要が激変していますから、そういう意味ではマンションデベロッパーがこれからまた購入しだすのではないかと考えています。

あとはセカンドハウスの話ですが、私どもは、京町家の扱いが非常に多いものですから、少し変わった見方で話をしないといけません。関東圏からの、どちらかといえば熟年層の方で、セカンドハウス購入者が結構います。

この人達は過去に京都に住んだことがある経験者が結構いらっしや、京都というところにすごく戻ってきたいというか、住みやすいところだと思っておられる方が多いです。それと、空き家の解消にはすごく役に立っているかなと私は思っています、セカンドハウスで購入されて、空き家が有効活用されているという部分というのも、何かこう否定できないかなというように思っています。

あと、そうですね、私のところは実は外国人に少し販売しているんですね。外国人が購入するとき、やはりセカンドハウス利用が多いです。実は宿泊施設用に外国人が購入するということはなかなか難しい問題がありまして、税制上の問題で、税務管理をする人を国内に置いておかenないけないので、正直に言って、なかなかこれは難しいですね。固定資産税もそうなのですが、外国人に不

動産を販売するときは、固定資産税はどうされますかと必ず聞くんですね。外国まで納税通知書を送ることはしませんから、誰かがその固定資産税を支払わなければならないということもありまして。ですから、セカンドハウス利用の多い外国人がいるということと、その人たちに一つ提言しているのが、ずっと使用するわけではないので、例えば年間365日のうちのセカンドハウス利用で何日間使いますかという話をしたら、日数的には10分の1とか、20分の1とかぐらいの利用しかないんですね。ではその間空いているわけなので、もったいないと思われたらマンスリー事業にしませんかという形で、セカンドハウスとマンスリーとを併用しているというお客様が、そこそこのニーズとしてあります。

ですから、そういう意味では、私は何かセカンドハウスで利用することで空き家対策になっているんじゃないかと思ったりすることはあります。

以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。

あと、では。

#### ○委員

今も皆さんお話になった状況のほかに、私自体は、実際に扱っている物件が、京都府下でも、北部山間地域、京都市内でもそうなのですが、そういうところの物件をたくさん扱っています。

ですから、セカンドハウスという意味でいうと、このコロナ以降に非常に関東圏の方からの需要が上がってきているということと、さらには京都市内の方も郊外に拠点を持っていたい、コロナで出かけられなくなったときに、田舎に自分たちの居場所を求めたいというような形で購入されている方が、ここ2箇月ぐらいでかなり増えてきているという状況があって、今までとは少し需要の形が変わってきているという印象があるのと、空き家という意味でいうと、田舎に家があって、お仏壇があって、お墓もあって、普段は京都市内で生活しているけれど、お彼岸とかお盆とか、田植えとか、稲刈りの時期だけは田舎に行きます、けれど、普段は住んでいないので、当然空き家になっていて、住所もそこには置いていませんみたいな物件も、割と結構北部山間地域には多いと思いますし、同じように田舎の方が、子供たちが学校に行くときに、京都市内にマンションとか一戸建てを購入されていて、実際もうそれぞれ独立してしまっていて、空き家になっているけど、売るに売れなくて持っているというような形の、いわゆるセカンドハウスとか別荘として利用しているわけではないけれども空いているという物件も、結構京都の場合はあるのではないかと思います。

#### ○委員長

ありがとうございました。

では、どうぞ。

#### ○委員

我々の協会は、マンションを管理する協会ですので、実際どういう方が住ま

れているかという、分譲マンション特に平米数とかにもよるんですけども、大体この今の議題資料6の話を聞いていますと、住民票が置かれていない不動産ということで定義されています。

それで、京都に単身赴任で来られる方、これも大半が住民票を移されないという現状がございます。

住民税をどこに払うかというところの問題もございます。

実際私自身も以前、滋賀県の方譲マンションに住んでいまして、それで、京都に引っ越そうと思って京都に家を買ったのですが、滋賀県の住宅がなかなか売れないという現状がございます、ただ、こんな話したら怒られるかもしれませんが、住民税は滋賀県のほうが安いので、当分そちらに置いて、今は京都ですよ、今は京都ですが、少し置いておこうかというような気持ちにもなったりします。

それで、結局住民票を置いていないという定義の不動産が、例えば分譲マンションを投資用に購入されて、募集はしているものの、入居者が見つからないので住民票がない、実際に住んでいないけれども、セカンドハウスでもないというようなことがあったりとか、やっぱり線引きというのが非常に難しい議論になっていくのかと感じているところでございます。

## ○委員長

ありがとうございます。

今、不動産関係で直接携わっていただいている特別委員の方から、かなり具体的な様々なケースについての紹介があって、それはそれで、様々な状況があるということのを改めて考えさせられますし、やはりどこで線引きができるのかみたいなことも、現実問題として、様々な難しさがあるのかもしれないと感想を持ちました。

あと、今お話いただいたこと、あるいは事務局から御報告いただいた点に関して、さらに御質問等があればどなたでも結構です。遠慮なく。

ございますでしょうか。

では。

## ○委員

今、不動産の専門家の皆さんのコメントもお聞きしながら感じたことになるのですが、この検討委員会そのものの課題と言ってよいのかもしれませんが。要するに議論の射程というのをどこまで広げるかということだと思います。

資料の説明の中でも、このセカンドハウスが少なくとも、地方税法上は明確な定義がないと、だけれども、今回議論の対象としようとしているセカンドハウス、若しくは空き家という表現も含まれていたと思うんですけども、かなり多様ですよ。

資料でいいますと、この18ページのところに熊様の例ということで書いてあります、いわゆる、裕福な方々が所有されているような高級マンションであるだとか、そういったものがセカンドハウスとして定義される一方で、相続をしたけれども、そこには住んでいないと、時々その様子を見にくるというよう

な程度で、所有しているし、管理も難しいけれど、売却も難しいというような物件もあると考えられるということで、これはもう、全く次元の違う問題を同時に扱うというような形になってきます。そのため、この検討委員会の中では、何が京都のまちづくりを進めていく中で問題なのかということ、もう少しはっきりさせていく必要があるのではないかと思います。本当に地価の急上昇を招いているのだというようなことを、主たる課題とするのか、あるいは、老朽化したいわゆる空き家と言われているものを放置することによって、例えば火災の危険だとか、治安の問題だとか、あるいはコミュニティそのものが崩壊してしまっているというようなことを課題として考えるのかというようなことで、全然議論の在り様が変わってくると思いますので、その辺りの整理をしながら議論していかなければ、あらぬ方向に進んでいく可能性もあるのではないかと思います。

コメントとしては以上です。

#### ○委員長

ありがとうございました。

今、委員から御指摘いただいた件は、おそらくこれからといいますか、資料7における今後の検討委員会での検討の方向性にも大きく関係するので、差し当たり資料7を使い、事務局から、「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に係る現状を踏まえて、資料7の「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に係る検討の方向性についてまず説明を頂戴して、そしてその上で今後どのような課題の設定をするのか、あるいは範囲をどのように絞るかというような点について、様々な考えがあると思いますので、御意見等を頂戴したいと思います。

では、資料7を使って説明をお願いします。

(事務局から資料7「セカンドハウス所有者等への適正な負担の在り方」に係る検討の方向性」を説明)

#### ○委員長

ありがとうございました。

この資料も非常に多くの問題領域にわたっており、初めて御覧になった方は、一体これは何なんだということになりかねないと思いますので、それはそれとして、先ほど私がここで言いましたように、要するにこの委員会で一体何を問題にするのだということについての絞り込みもしながら、ずっと議論をするということが重要になってくるだろうと。

そうしますと、資料7で説明いただいた部分を、さらに私なりに絞り込みますと、ページでいうと、例えば3ページのところで、特に前回の検討委員会で、これは三つの税目の可能性について検討して、そのうちの一つの宿泊税については制度化されましたけども、それ以外にはいわゆる別荘税とか、あるいは駐車場税とか、こういうような話になって、その際にやはり制度として作っていく上では、どのような政策目的を設定するのかということや、もう一つは、やはり税として作る以上は、その納税者の税の負担能力を何に見るのかという、

そのようなことが重要だという話をしました。そういった視点というのは、今回の検討委員会でも重要だろうということを３ページで書いていただいていると思います。

その次に二つ目に重要だと私が思ったのは、１０ページで、例えば、セカンドハウスを持ち、かつ居住実態がないという状況に着目した場合に、それが税という形式かどうかは一応置いておいたとしても、負担を求める理由は一体何なのかということで、その想定される理由としては、一つはやはり住宅価格が高騰すると、居住目的でそこに住もうとする人に対する妨げになっているとか、あるいはそこで居住実態がないということによって、地域のコミュニティの形成において問題が存在しているのだとか、あるいは、本当に住むために土地や住宅を利用するという本来の用法から相当外れているから、京都市の広い意味の土地政策ないし住宅政策という点から、あるいはまちづくりという観点から見てもやはり問題があるというか、そのようなこの負担を求める理由ないし原因をどう見るのかというのが重要になってくるだろうということです。

さらにもう一つは、１３ページに書いていますように、居住者のない住宅に係る行政需要として、例えば熱海市の場合と京都市の場合は何が違うのかと、熱海市の場合には、居住実態がないということによって、例えば消防とか防犯とか、そのような新たな行政需要がすぐ目に見える。

ところが京都市は、非常に地域的にも広範囲にそれが広がっているということで、本当に新たな行政需要というものを考え得るのか、あるいはそもそもそういった新たな行政需要があるかないかということを考えないといけないのかというような問題もおそらくあるということが１３ページで書かれています。

１５ページは、これも先ほどからおっしゃっていただいていることもあるのですが、仮にそのような負担を税として求める際に、特に税というと、公平な負担というのが非常に重要になってくるわけですが、この範囲のものに対しては負担が求めるという合理的で適正な線引きができるか、これが非常に難しいというか、これをクリアできないと、やはり不公平ということになりかねない。そのような問題があるのだということを中心に事務局が整理をしていきたいというふうに、私はこの資料を見て理解をしたわけですが、今の私の整理が適切かどうかというのは一応置いておいて、今後この委員会でどのような問題に絞り込んで検討する必要があるのかということを中心に、あるいは先ほどの資料の５や６、つまり現状がどのようになっているのかということについて報告していただいたものも含めて、委員の先生方から質問なり御意見なり頂戴したいと思います。

私が冒頭で申し上げましたように、本日事務局が用意していただいた資料が膨大なものですので、ひょっとすると消化できないようなところもあるかもしれませんが、これは今後の議論でまた御理解が進むと思いますので、時間の関係もありますので、それぞれの委員の先生方に御意見や御質問等、何なりと結構ですので、御発言をお願いしたいと思います。

大体予定としては、７時５０分位を目安に、委員の先生方の御発言をひとと

おりお聞かせいただくということで、進めさせていただきます。分かりやすく名簿の順番で、お願いできますか。

#### ○委員

今委員長のほうから整理いただいたのですが、私がこの説明をお受けして、今思っていることは、非常に本質的なことですが、何のための税制かということ。

論点整理の中には、政策目的に税制を使用することの正当性がどこにあるかということが含まれていたりもしますが、伝統的には税制というのは、何らかの行政需要があって、そのための財源をどのように確保するのか、公平な形で費用負担の在り方をどう考えるのかというようなところが出発点としてあるはずなのですが、一方で今冒頭で申し上げた、何のためにやるのかということに立ち返ったときに、この検討委員会が、名称にもなっていますように、京都市の将来ビジョン、まちづくりの方向性と整合的な税制になっているのかということ。

その背景には、まちづくりの将来ビジョンと整合的なまちづくりそのものができているのか、そのことを、例えばこの空き家問題だとか、セカンドハウス問題が妨げていると、その方向性とは違う形に進んでいるのではないかというようなことがあるとするならば、それは税制だけというわけにはいかないと思うのですが、税制の側面からもその方向性に整合的な形でインセンティブをかけるような政策目的に税制を活用するということは十分あり得るだろうと、それで、もちろんそのための財源の確保という話も出てくるのであろうと思うのですが、そのあたりが一つこの検討委員会の重要な論点になるのかなと思います。ただ政策目的に税制を使うということ自体は、決して濫用してはいけないと思うんです。

ではどのようにしてその線引きをするのかということに関しましては、先ほども少し申し上げたこととも関わるのですが、やはり社会的な合意があるかどうかということですね、その政策の方向性について。その社会的な合意というのが、まさに京都市が目指すまちの将来ビジョンというものになるんじゃないかと。例えば分かりやすいえば総合計画というのは、まさに京都市が目指す将来ビジョンを描いたものであり、最上位計画でもありますよね。

しかもそれは、市民の皆さんの声を形にしたものというふうに考えたときに、その総合計画に照らし、果たしてこのセカンドハウス問題、空き家問題というのはどうあるべきかということを考え、それとの関係で税制の在り方を考えていく、そのようなことが視点として非常に重要なのではないかと考えています。

以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。

では続きまして、お願いします。

#### ○委員

委員長がおっしゃっていたように、3ページの話を見ていまして、不動産、

いわゆる固定資産をお持ちの方は、固定資産税を適正に負担されているということが大前提の話になると思います。それで、固定資産税を適正に負担しているのであれば、何に対してその固定資産税に上乗せで課税するのだという、要は何に対してというところが見えないなというのが、一義的に思ったところです。

それともう一つ気になりましたところは、資料7の10ページに記載がありましたように、個人市民税収の確保ができていないというところが問題なのではないかという話なのですが、例えば法人市民税のように、拠点拠点のところにもどのような割合かはともかく、納めれば、京都市にも多少は税収は入ってくると、まあよそから取ってくるというようなことになるのですが、そういった住民税の工夫をするという話になってきますと、今度は京都市だけではなく、日本全体の住民税という話になってくるのかとも考えました。

課税標準の考え方というのが16ページにあります。もしその住民税がみたいな話になってくると、今度は固定資産をベースに検討することがよいのか、違う何かしらの基準をもって課税をすることを考えないといけないのかというようなところ、以上3点が今回気になりました点です。

以上です。

#### ○委員長

ありがとうございます。

では続きまして。

#### ○委員

私は本日説明いただいた中で、資料6の8ページ、住宅・土地統計調査における居住世帯のない住宅の状況、この数字を見て私は非常に強く思っていることがあるのですが、本日、委員長が市長からお受けになった諮問の内容が、セカンドハウス等に対する課税云々となっており、私も最初に事務局から説明を受けたときに、別荘あるいはそれに近い概念としてのセカンドハウスへの課税を考えるのかと思ったのですが、資料6の8ページを見ていると、全体でいわゆるセカンドハウスというのは、典型的な別荘はたった900件、その他も入れてもたった2,200件しかない、これは熱海の5分の1以下なんですよね。こんなところに課税したって、まさか10万も20万も課税するわけにはいかないでしょうから、熱海の場合でも数万円です。仮に2万円課税したところで、全部取れても4,400万ですから、話にならないと、要するに税として考える意味がない。

そうであれば、セカンドハウス等と書いてあるけど違うではないかと、つまり、我々が目をつけるべきかどうかはともかく、議論するのは、うち空き家、その中に別荘も空き家の一類型だからと入れるとして、うち空き家、うち賃貸売却用途というところですよ、ここに課税できれば、確かに10万件ありますから、1万円でも10億円ですから、数万円で宿泊税に近いような課税になるでしょうと。だとしたら、先ほど専門家の皆様、特別委員の皆様からの報告にも頻繁に出てきましたけれども、別荘というのと、空き家というのとでは、



全く形態が違うんですよね。それで、議論はどちらすべきかという、空き家で議論しないと。別荘で議論をしていたら、たった2, 200件ですから。仮にセカンドハウス等課税ですと言ったら、うちセカンドハウス違いますと、おばあちゃんが住んでいて置いてあるんですとか、売れないから置いてあるんですと言われますから、いや違います、空き家等ですと言わないかん。つまり、そういう人の数が、もう数十倍なんですね、別荘の所有者よりも。この数字が正しければということですが。したがって私は一番に皆様方に提案したいことは、セカンドハウス等云々という議論を止めましょうと、空き家等という議論にしておかないと、全くミスリードになりますし、多分我々は間違った議論をしてしまうというのが、一番に思っていることです。

#### ○委員長

ありがとうございます。

極めて基本的な御指摘だと思いますし、また、一応ひととおりお話を伺った上で、事務局の考え方もお聞かせ願おうと思っています。

それでは、続きまして。

#### ○委員

今委員がおっしゃったことが本当にそのとおりだと思います。僕も最初にこの資料を見たときに、やはり対象件数の桁が違って、千件に10万円かけても1億円にしかならないので、その前の宿泊税の場合は、コロナの前ですけども、年間に30億、40億というのは見込めたわけで、値打ちがあったんですが、そうすると苦勞して制度設計しても何だということになるので、やはりスケール感が必要かなと思います。そうすると空き家。でも、じゃあ何で空き家に課税するのかという理由をしっかりとっておかないと、結局、先ほども老人ホームの話が出ていましたが、そこで困っている市民に過剰な負担を強いるだけのことにしかならないということになると、これは反発を食うだけになりますので、その理由付けが非常に重要かなと。ただ一つ言えることは、自分が住んでいるところの隣もまさにそのタイプの空き家なんですけれども、長い間放置されることは、やはり治安上非常に怖いんです。変な人が入っていたり、猫とか犬とかがふんをしたり、家が崩れてきて瓦が落ちてきたりとか、いろいろあるんです。それを考えると、空き家はちゃんと固定資産税を払っているんだから、それでよいじゃないかと、というだけにはちょっとならないかなと思うんです。やはり管理責任があると。それで、ちゃんと管理されている、されていないで税制優遇するという区別の部分も少しあったのですが、一番簡単なのは、このされていないところの課税を少しアップしてやるとかということにもなろうかと思うのですが、それこそちゃんと管理されているとはどのような意味かということからまたやり直さなければいけないので、居住していないところにはそれなりに周りに迷惑がかかっていますよと、地域に負担がかかっていますよという立てつけにするのが分かりやすいかなと思います。

それと経済的な意味では、やはりそういうところが市場に出て、流動性が上がることによって、地価も多少は下がるということもいえるかもしれません。

ここはちょっと僕分らないですけど。

繰り返しですけど、委員が言われたようなことを念頭におきながら、制度設計するということが大事なかなと思います。

#### ○委員長

ありがとうございます。

続きまして、お願いいたします。

#### ○委員

知識面に関しては、足りない部分が多いかと思いますが、よろしくお願いいたします。

私も今は住民票は実家のほうに置いたままで、住民票を移すとすれば、大学を卒業して、就職をすることがきっかけかなと思うんですけど、そのきっかけの部分で人口が減ってしまうのがすごくもったいないと感じていて、京都に住みたいという方が、空き家が多いせいで住めていないというお話があったと思うのですが、それだけでなく、卒業した後も京都に住みたいと思ってもらえるような仕組みがもう少し必要かなというふうに思う部分があるので、そういったアプローチも必要かなと感じました。

また、資料7の16ページの課税標準についてなのですが、やはりセカンドハウスといっても様々な状態の場所があると思うので、特に担税力に関して、固定資産評価額を使う等、色々方法はあると思うのですが、その税を負担する能力がある方に支払っていただける仕組みにすることが必要かなと感じました。

大丈夫ですか。すみません、ありがとうございます。

#### ○委員長

ありがとうございます。

では続きまして。

#### ○委員

時間も押しておりますので、簡単に三つ御指摘したいと思います。

先ほどから御議論いただいています、要は課税の対象をどこまで取るのかという射程の問題ですけど、実は私、都市計画局の空き家対策の委員も併任しておりますので、先ほどからも大変心強い御議論をいただいているので、ありがたい限りでございます。

空き家に対しましては、管理不全に対しては、もう京都市は既に住宅用地の特例という固定資産税の特例措置、軽減措置を外しておりますので、そういう意味でも一定の対策ができているということなのですが、この委員会の中での議論は、やはりこの資料の7、在り方に関する検討の方向性の中で、なぜセカンドハウスとか、いわゆる居住世帯のない家に負担を求めるのかという、そのところですね、要はどうせ住むなら京都市に住んでほしいというような思いですとか、それから居住実態がない人に対しても、そこに住居を置いている限り何らかの追加的な負担はいただきたい、いわゆる第二の市民的な考え方という部分もやっぱり必要なのではないかと思うところです。

それから、第2点目としましては、本日出していただきました資料の中で、

一戸建てと、それからマンションの、居住世帯のない住宅の状況の資料のページ、これはもう是非空き家対策のときにも使わせていただきたいと、面白い資料だなというように見させていただきました。

また、専門家の方々から、いろいろなイメージに対して補足をいただきまして、私どもとしましては、今日は大変よい勉強をさせていただいたなと思っているようなところでございます。

そして、資料6の12ページと13ページでございますが、資料の整理の仕方は異なりますが、これ要はマンションとしてセカンドハウスの使っておられる方と、それから居住実態のない戸建という意味では、実は地域性も全く異なっているんですね。そのあたりのところでも線引きというのは可能なんじゃないかと思ったところです。これが、第2点目です。

それから、空き家活用という観点からは、セカンドハウスとして空き家を持つというのは、地域にもよりますが、私が思うのは、やはり京都市においては、空き家活用の中では考えていかざるを得ないことですし、それから、またそのようなセカンドハウスを京都に持ちたいという需要は、京都の魅力からして、これはもう避けて通れないことですし、今後の2025年以降の空き家の実態を考えたら、やはりそれに対応するような税金も考えていかざるを得ないのだらうと思います。それで、そのような居住実態のない人に、第二の市民としての負担をいかに求めるかという、そういう切り口もまたちょっと考えていただけたらというようなことです。

それから、第3点目としましては、本日はたくさんの資料をいただいて御説明いただきました。今回初めて参加される方には随分消化不良的なところもあったのではないかと思います。次回にということですね。

それから、また、事務局に対する意見、質問等をメールでお寄せいただくということもよいと思います。是非今後とも熱心な議論を続けていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

## ○委員長

ありがとうございます。

もうあまり時間もありませんけれども、やはり先ほどから御指摘いただいている、いわゆる別荘を念頭に置くのか、空き家を念頭に置くのかというのは、やはりこれは非常に重要な、基本的な問題になってくると思います。

私も当初は、富裕層が所有している、いわゆる文字どおりの別荘に対する、つまりそれだけ支払い能力もあるし、かつ居住実態がないというのが、京都市のまちづくりにとっては、決してよいことではないということで、そのような負担を、そのような層をターゲットにして課税をするのは、それはそれであり得るのかなというふうに思っておりました。

ただ、現実には課税の問題をいろいろ考えた際に、この資料で示されているような、いわゆる空き家であって、賃貸、売却用やその他等のその内実をもう少しきちんとした上で、本当にそれが、仮に税として考慮した場合に、税の支払

い能力とか、それに対する徴収の可能性とか、そういったものも含めた上で、もう一度整理をする必要があるのかと思います。ただネーミングは難しいと思うんですね。セカンドハウスという言い方をずっと通すのか、もう少し、もっとよいネーミングがあるのかとか、そのあたりも含めて委員の先生方はじめ、あるいは事務局のほうでももう少し検討していただいて、名は体を表すというね、それに最もふさわしいものを表現ができればよいと思っています。

そして、今様々な委員の方から、様々な御意見御質問等頂戴しましたけれど、今の段階で事務局から特に申し上げることはございますかね。

どうぞ、はい。

## ○事務局

私から1点、セカンドハウスという、今まさに議論にも上っておりますネーミングの話でございます。これは、事務局でも検討する際に、どのようなネーミングがよいのかということがあり、非常に苦慮したところであります。

資料でも御説明をさせていただきましたが、例えば法律の定義が使えないのかということも検討はしたのですが、このセカンドハウスという定義がないという状況がございます。

また、居住者のない住宅の実態の調査としては、住宅・土地統計調査というものもございますけれども、ここでも区分として、二次的住宅という表現もあります。そういった中で、どの用語を使っていくのがよいかというようなことは、非常に難しいところでありまして、ここはしっかりと明確に統一して、セカンドハウスなりが何を指すのか、この住宅・土地統計調査の二次的住宅とセカンドハウスがイコールなのか否かということも含めて、しっかりと整理をし、これは当然税の世界にもなりますので、我々としてもイメージをこういう家を対象にするのだということとはしっかりと議論していかないといけないというのは、御指摘のとおりかなと思っておりますので、ここにつきましては、我々としましても、必ずしもこの住宅・土地統計調査の二次的住宅イコールセカンドハウスで、ここだけが狙いなのということではなく、資料7の15ページにもありますが、対象の範囲をどうするのかということでございます。1案として、その居住世帯のない住宅全てとするということも考えとしてはあろうかと思っておりますけれども、この点につきまして、今後引き続き非常に重要なポイントになるかと思っておりますので、ネーミングについても引き続き頭を絞りたいと思いますし、その定義の明確化、誤解を受けないような表現についても引き続き検討してまいりたいと考えているところでございます。

## ○委員長

ありがとうございました。

それでは、時間もそろそろ迫ってまいりましたけれども、今までの議論で言えていないとか、あるいは、この進行等に関連して、先生方のほうから何か御意見とか御要望ございますか。

では、お願いします。

## ○委員

この検討委員会で、もう一つ我々が念頭に置いておかなければいけないこととして、税収というものについて中長期的視点というのを持っておかなければならないのかなと、本日お聞きして思っていました。

先ほど、委員から、セカンドハウスというものをターゲットとすることによって、どれだけの税収が上がるんだということについて言及がありました。全くそのとおりだと思います。

そのこともとても大事なことなのですが、実はその空き家がもたらす様々な、いわゆる社会的費用ですね、本日も色々言及されていたと思うんですが、それを解消することによって、やはりまちそのものがよいものに、どんどん変わっていくということによって、今まで住めなかった人が住めるようになるとか、今まで全く管理されていない、手入れされていなかったものがよくなるということによって、入ってこなかったはずの税収が入ってくるという、そういうことも非常に大事なことはないかなと思います。この課税をしたことによって、これだけの税収が上がるということは、非常に短期的な効果として期待したいところではあるのですが、それに加え、今のような中長期的な視点での税収ということを念頭においた議論というのにも必要なかなと思います。

以上です。

## ○委員長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員、あるいは特別委員の方々の御意見等を踏まえまして、事務局におかれましてはこの次の会議の開催に向けて準備をお願いしたいと思います。

また、委員がおっしゃっていただいたように、委員の方々には、必要に応じて、事務局に何らかの形で連絡等を願えればありがたいと思っております。

それでは、進行を事務局のほうにお返しします。

## ○事務局

委員長、誠にありがとうございました。

委員の皆様におかれましても、活発な御議論をいただきまして本当にありがとうございました。今委員長のほうでおまとめいただきました視点につきまして、またしっかりと準備をし、資料化した上で、次回の検討委員会に御提示をさせていただきたいと、このように考えてございます。

つきましては、次回の第2回検討委員会につきましては、9月から10月、今の日程ですと10月になるのではないかと想定はしておりますが、また日程の調整をさせていただき、御連絡を申し上げたいと考えてございます。皆様よろしく願いを申し上げます。

最後に、本検討委員会の閉会に当たりまして、鈴木副市長から御挨拶を申し上げます。

## ○鈴木副市長

委員の先生方、本日は大変ありがとうございました。

本当に熱心な、それぞれのお立場から、御知見を存分に聞かせていただいて、貴重な御意見を御議論いただいたなというふうに心強く、第1回にして、非常に心強く感じております。ありがとうございます。

まさに御議論いただきましたとおり、政策目的、それから施策の対象、それからネーミングというものが、まあある意味三位一体のように全て絡んでおり、そこをどのように上手に解きほぐして定義をしていくのかという、非常にチャレンジングなのですが、やりがいのある話なのかなというふうに思っています。

そういった中で、スケジュールにもお示しをさせていただいたように、若干詰め込みぎみでございます。そういった中で今日も資料をたくさんつけさせていただいているのですが、できるだけずっと入っていく資料になるように、ポイントが明確になるように、我々も十分これから留意してまいりたいと思っておりますので、その点でも御指導賜ればというふうに思っています。

これからも長丁場で大変御世話になりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

#### **○事務局**

それでは、これもちまして、第1回京都市持続可能なまちづくりを支える税財源の在り方に関する検討委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。